

国民健康保険税における非自発的失業者の軽減制度について

リストラ、倒産などの非自発的な失業のため、職場の健康保険を脱退し、小郡市国民健康保険に加入する人または加入された人に対して、平成 22 年 4 月以降の国民健康保険税の軽減措置を行っています。措置を受けるためには申請が必要です。

対象となる人（次の①から③全ての条件を満たす人が対象です）

- ①平成 21 年 3 月 31 日以降に失業した人
- ②失業時点で 65 歳未満の人
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者で、「雇用保険受給資格者証」（本人所持）の「離職年月日理由」欄の「理由コード（2 桁の数字）」が下記に該当する人

離職者区分	対象となる理由コード
特定受給資格者（解雇・倒産等の事業主都合により離職した人）	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した人）	23、33、34

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の国保加入期間に伴う前年給与所得を 30 / 100 として算定します。（給与以外の所得は軽減対象ではありません）

軽減期間

失業した日	国保税軽減対象期間（月割計算）
平成 21 年 3 月 31 日～平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年度
平成 22 年 3 月 31 日～平成 23 年 3 月 30 日	平成 22 年・23 年度
平成 23 年 3 月 31 日～平成 24 年 3 月 31 日	平成 23 年・24 年度

注：軽減期間中に職場の健康保険に加入し国保の資格を喪失した場合において、その後再度国保に加入する際、雇用保険の受給が新たに生じていなければ、残っている軽減対象期間中は軽減措置を改めて適用します。
なお、平成 21 年度分以前の国民健康保険税は軽減の対象にはなりません。

申請に必要な物

- ①雇用保険受給資格者証、②印鑑（認印）、
 - ③国民健康保険証（既に国保に加入されている世帯）
- ※軽減後の税額は、申請の翌月に送付される納税通知書（更正（決定）通知書）でお知らせします。

申請先 国保年金課 国保係（⑧番窓口）



国民健康保犬
KENTA(健太)君

【国民健康保険税】所得の申告はお済みですか？

医療の給付や国保税額の算定を正しく行うためには、前年中（平成 22 年中）の所得の申告が必要です。申告がない場合は、所得に応じた軽減制度など適用できないため、医療費の自己負担限度額が高額となるなどの不利益が生じる場合もあります。

1. 申告の必要がある方

- ①世帯主（世帯主自身が被保険者でない場合も含みます。）
 - ②被保険者、国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
- ※①②ともに既に所得税の確定申告や市・県民税の申告をした人、給与収入のみの人で、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている人、公的年金以外に収入がない場合で、公的年金支払報告書が市役所に提出されている人を除きます。
- ※前年中に所得がなかった方でも「ない」ということを申告していただく必要があります。

2. 申告に必要なものは

- ①源泉徴収票または年間所得の把握できる書類
- ②印鑑（認印）
- ③所得控除等の証明となるもの（生命保険料等）

3. 申告場所は

- ①平成 23 年 1 月 1 日に小郡市在住の方…税務課市民税係（⑤番窓口）
- ②平成 23 年 1 月 2 日以降に小郡市に転入された方…国保年金課国保係（⑧番窓口）

■問い合わせ先 国保年金課 国保係（⑧番窓口） ☎ 72-2111 内線 424、425